

○建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第七十三条第一項</u>の規定に基づき、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関する<u>建築主等及び特定建築物の所有者</u>の判断の基準を次のように定めたので、告示する。</p> <p>1 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止</p> <p>1-1 <u>建築主等（建築物の建築をしようとする者、建築物の直接外気に接する屋根、壁又は床（これらに設ける窓その他の開口部を含む。）の修繕又は模様替をしようとする者及び建築物への空気調和設備等の設置又は建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項に配慮し、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>1-2～1-4 (略)</p> <p>1-5 <u>特定建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあつては、管理者。以下同じ。）は、次に掲げる事項に配慮し、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。</u></p> <p>(1) <u>外壁の方位、室の配置等に配慮した建築物の配置計画及び平面計画を適切に維持すること。</u></p> <p>(2) <u>外壁、屋根、床、窓及び開口部の清掃、補修等により、断熱性を適切に維持すること。</u></p> <p>(3) <u>窓からの日射の制御状態の点検や緑化の保全等により、日射による熱負荷の低減の効果を適切に維持すること。</u></p> <p>2 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用</p> <p>2-1 <u>建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2-2～2-4 (略)</p> <p>2-5 <u>特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。</u></p> <p>(1) <u>室等の空気調和負荷の特性等に配慮した空気調和設備のシステムの計画を適切に維持すること。</u></p> <p>(2) <u>風道、配管等におけるエネルギーの損失の少ない熱搬送設備計画を適切に維持すること。</u></p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十四条第一項</u>の規定に基づき、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置に関する<u>建築主</u>の判断の基準を次のように定めたので、告示する。</p> <p>1 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止</p> <p>1-1 次に掲げる事項に配慮し、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図ること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>1-2～1-4 (略)</p> <p>2 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用</p> <p>2-1 次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2-2～2-4 (略)</p>

(3) 熱源機器、ポンプ、空気調和機等の稼働状況の点検等により、採用した空気調和設備の制御方法の動作を適切に維持すること。

(4) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を適切に維持すること。

3 空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用

3-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1)～(3) (略)

3-2～3-4 (略)

3-5 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1) 風道等におけるエネルギーの損失の少ない計画を適切に維持すること。

(2) 送風機等の稼働状態の点検等により、採用した機械換気設備の制御方法の動作を適切に維持すること。

(3) 機器の点検や清掃等により、採用した機器の換気能力及びエネルギーの利用効率を適切に維持すること。

4 照明設備に係るエネルギーの効率的利用

4-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1)～(4) (略)

4-2～4-4 (略)

4-5 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1) 照明器具の点検や清掃等により、採用した光源等の照明効率を適切に維持すること。

(2) 照明設備の稼働状態の点検等により、採用した照明設備の制御方法の動作を適切に維持すること。

(3) 保守管理に配慮した設置方法を適切に維持すること。

(4) 照明設備の配置、照度の設定、室等の形状及び内装仕上げ等を適切に維持すること。

5 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用

5-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1)～(3) (略)

5-2～5-4 (略)

5-5 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネルギー

3 空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用

3-1 次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1)～(3) (略)

3-2～3-4 (略)

4 照明設備に係るエネルギーの効率的利用

4-1 次に掲げる事項に配慮し、照明設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1)～(4) (略)

4-2～4-4 (略)

5 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用

5-1 次に掲げる事項に配慮し、給湯設備に係るエネルギーの効率的利用を図ること。

(1)～(3) (略)

5-2～5-4 (略)

ギーの効率的利用を図ること。

- (1) 配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮した配管設備計画を適切に維持すること。
- (2) 熱源機器等の稼働状態の点検等により、採用した給湯設備の制御方法の動作を適切に維持すること。
- (3) 熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を適切に維持すること。

6 昇降機に係るエネルギーの効率的利用

- 6-1 建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図ること。
 - (1)～(3) (略)
- 6-2～6-4 (略)
- 6-5 特定建築物の所有者は、次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図ること。
 - (1) 昇降機の稼働状態の点検等により、採用した昇降機の制御方法の動作を適切に維持すること。
 - (2) 駆動装置の点検等により、採用した駆動装置のエネルギーの利用効率を適切に維持すること。
 - (3) 必要な輸送能力に応じた設置計画を適切に維持すること。

別表第1 (略)

別表第2 (略)

別表第3

重油	一リットルにつき四万千キロジュール
灯油	一リットルにつき三万七千キロジュール
液化石油ガス	一キログラムにつき五万キロジュール
他人から供給された熱(蒸気、温水、冷水)	一キロジュールにつき一、三六キロジュール
電気	一キロワット時につき九千七百六十キロジュール (夜間買電(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者より二十二時から翌日八時までの間に電気の供給を受けることをいう。)を行う場合においては、昼間買電(同号に規定する一般電気事業者より八時から二十二時までの間に電気の供給を受けることをいう。)の消費電力については一キロワット時につき九千九百

6 昇降機に係るエネルギーの効率的利用

- 6-1 次に掲げる事項に配慮し、昇降機に係るエネルギーの効率的利用を図ること。
 - (1)～(3) (略)
- 6-2～6-4 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (略)

別表第3

重油	一リットルにつき四万千キロジュール
灯油	一リットルにつき三万七千キロジュール
液化石油ガス	一キログラムにつき五万キロジュール
電気	一キロワット時につき九千八百三十キロジュール(夜間買電(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者より二十二時から翌日八時までの間に電気の供給を受けることをいう。)を行う場合においては、昼間買電(同号に規定する一般電気事業者より八時から二十二時までの間に電気の供給を受けることをいう。)の消費電力については一キロワット時につき一万五千キロジュールと、夜間買電の消費電力量については一キロワット時につき九千三百十キロジュールとすることができる。)

七十キロジュールと、夜間買電の消費電力量については一キロワット時につき九千二百八十キロジュールとすることができる。)

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。